

ノンフリート等級別料率制度改定のご案内

当社では、平成25年6月1日以降に補償を開始する自動車保険について損害保険料率算出機構 (<http://www.nlro.or.jp>) の「参考純率※」におけるノンフリート等級別料率制度の改定を踏まえ、等級制度を改定します。つきましては、改定内容を以下のとおりご案内いたしますのでご一読くださいますようお願いいたします。

※保険料率は、純保険料率（保険会社が支払う保険金に充当する部分）と付加保険料率（保険会社の運営経費部分）から構成されており、損害保険料率算出機構ではこのうち純保険料率を会員である各保険会社の契約や事故のデータを基に算出して、「参考純率」として各保険会社に提供しています。

1 ノンフリート等級別料率（係数）の見直し

- 前契約において「事故がなかったお客様」よりも「事故にあわれたお客様」の方が、継続契約における保険金のお支払い状況が大きい傾向が見られるため、7(F)、8～20等級のノンフリート等級別料率（係数）を「無事故」の係数と「事故有」の係数に細分化します。さらに、すべての等級について直近の保険金のお支払い状況をもとに係数を見直します。
- 1～5、6(F)等級については、事故歴などがあるご契約であることから、ノンフリート等級別料率（係数）の細分化は行いません。
- 「現行」の係数から改定後の係数への最終的な移行は、ご契約期間の初日が平成28年6月1日以降のご契約からとなり、それまで「周知期間（1年間）」と「経過措置期間（2年間）」を設けています。

(1) 周知期間

平成25年6月1日より、改定後の等級制度を導入しますが、導入日から1年間を「次のご契約からは新制度が開始される」ことを周知するための「周知期間」とします。

そのため、周知期間中をご契約期間の初日とすることご契約は、改定後の係数は適用せず、「現行」の係数を適用します。ただし、事故があったご契約を解約して再びご契約いただく場合など、周知期間中であっても新契約では「事故有」の係数を適用することがあります。

(2) 経過措置期間

新制度への移行にあたり、無事故で等級が上がるにもかかわらず、係数が上がることがないように（係数が大きいほど保険料が高くなります）、周知期間終了後2年間（平成26年6月1日～平成28年5月31日）の「経過措置期間」を設けます。

経過措置期間中をご契約期間の初日とすることご契約は、「無事故」の係数または「事故有」の係数を適用します。

係数表

新契約のご契約期間の初日	制度導入前		新制度導入		新制度開始					
	平成25年5月31日以前	「現行」の係数	周知期間 平成25年6月1日～平成26年5月31日	「現行」の係数	経過措置期間(1年目) 平成26年6月1日～平成27年5月31日		経過措置期間(2年目) 平成27年6月1日～平成28年5月31日		本適用 平成28年6月1日～	
係数					「無事故」の係数	「事故有」の係数	「無事故」の係数	「事故有」の係数	「無事故」の係数	「事故有」の係数
20等級		0.37	0.37	0.37	0.37	0.56	0.37	0.56	0.37	0.56
19等級		0.39	0.39	0.39	0.41	0.58	0.43	0.58	0.45	0.58
18等級		0.41	0.41	0.41	0.43	0.60	0.45	0.60	0.46	0.60
17等級		0.43	0.43	0.43	0.45	0.62	0.47	0.62	0.47	0.62
16等級		0.45	0.45	0.45	0.48	0.64	0.48	0.64	0.48	0.64
15等級		0.48	0.48	0.48	0.50	0.67	0.49	0.67	0.49	0.67
14等級		0.50	0.50	0.50	0.51	0.69	0.50	0.69	0.50	0.69
13等級		0.53	0.53	0.53	0.52	0.71	0.51	0.71	0.51	0.71
12等級		0.56	0.56	0.56	0.53	0.73	0.52	0.73	0.52	0.73
11等級		0.60	0.60	0.60	0.54	0.75	0.54	0.75	0.53	0.75
10等級		0.63	0.63	0.63	0.57	0.77	0.56	0.77	0.55	0.77
9等級		0.67	0.67	0.67	0.59	0.78	0.58	0.78	0.57	0.78
8等級		0.72	0.72	0.72	0.60	0.79	0.60	0.79	0.60	0.79
7等級(F)		0.77	0.77	0.77	0.72	0.80	0.71	0.80	0.70	0.80
7等級	18歳～20歳	0.90	0.90	0.90		1.11		1.11		1.11
	21歳～25歳	0.85	0.85	0.85		0.89		0.89		0.89
	26歳以上	0.72	0.72	0.72		0.60		0.60		0.60
6等級(F)		0.83	0.83	0.83		0.81		0.81		0.81
6等級	18歳～20歳	1.25	1.25	1.25		1.28		1.28		1.28
	21歳～25歳	1.10	1.10	1.10		1.03		1.03		1.03
	26歳以上	0.95	0.95	0.95		0.91		0.91		0.91
5等級		0.90	0.90	0.90		0.87		0.87		0.87
4等級		0.99	0.99	0.99		0.98		0.98		0.98
3等級		1.10	1.10	1.10		1.12		1.12		1.12
2等級		1.26	1.26	1.26		1.28		1.28		1.28
1等級		1.52	1.52	1.52		1.64		1.64		1.64

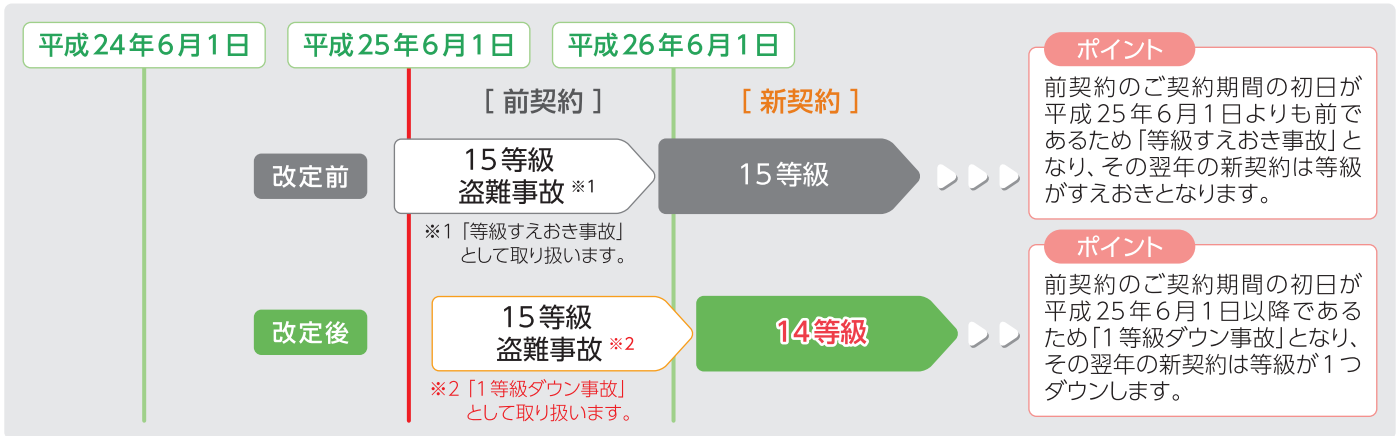
(※1) 上記の係数は保険料の計算において乗算して使用します。(ただし、一部の特約保険料などには、この係数が乗算されません。)

(※2) 係数が大きいほど保険料が高くなります。 (※3) は経過措置を表しています。

2 等級すえおき事故の廃止と1等級ダウン事故の新設

- 同じ等級であっても、前契約において「等級すえおき事故がなかったお客様」よりも「等級すえおき事故にあわれたお客様」の方が、継続契約における保険金のお支払い状況が大きい傾向が見られていました。これにより、ご契約期間の初日が平成25年6月1日以降の契約より、「等級すえおき事故」*を廃止し、「1等級ダウン事故」*として取り扱います。「1等級ダウン事故」があった場合は、その翌年の継続契約で等級が1つダウンします。なお、3等級ダウン事故は変更はありません。ご契約期間の初日にかかわらず、翌年の継続契約で等級が3つダウンします。

* 火災や盗難、飛び石、落書やいたずら等により、車両保険金などが支払われる事故をいいます。



3 事故有係数適用期間の新設

- 事故にあわれた場合に、ご継続後のご契約に「事故有」の係数を適用する期間を表す「事故有係数適用期間」を新設します。
- 事故有係数適用期間は、ご契約期間の初日における残りの適用年数を表します。
- 初めてご契約される場合の事故有係数適用期間は「0年」とします。
- 新契約の事故有係数適用期間は、3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」を加えるものとし、1年経過するごとに「前契約の事故有係数適用期間」から「1年」を引きます。
- 事故有係数適用期間が「0年」の場合は、「無事故」の係数を適用し、「1～6年」の場合は「事故有」の係数を適用します。
- 事故有係数適用期間は上限を「6年」、下限を「0年」とします。なお、「事故有」の係数を適用している期間に再度事故が発生した場合は、適用期間を積算します。

具体例 14等級のご契約で、3等級ダウン事故が1件あった場合 (1年契約)

	現在の契約 (平成25年6月1日)	1年後 (平成26年6月1日)	2年後 (平成27年6月1日)	3年後 (平成28年6月1日)	4年後 (平成29年6月1日)
「無事故」の係数を適用 (事故有係数適用期間)	14等級 0.50* (0年)				14等級 0.50 (0年)
「事故有」の係数を適用 (事故有係数適用期間)	3等級ダウン 事故	11等級 0.75 (3年)	12等級 0.73 (2年)	13等級 0.71 (1年)	

*現在の契約は保険期間の初日が平成25年6月1日のため、現行の係数を適用します。

「事故有」の係数を3年間適用したあと、「無事故」の係数に戻ります。

4 車両無過失事故に関する特約の改定

- この特約は、相手自動車との接触または衝突事故により車両保険の保険金をお支払いした場合で、事故発生時にご契約の自動車の運転者に過失がなかったなど一定の条件を満たしているときは、セゾン自動車火災保険と締結する継続後のご契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特約です。
- 下記の特約に関する保険金をお支払いする場合は、「車両無過失事故に関する特約」の対象外となり、3等級ダウン事故となります。ただし、これらの特約についての保険金請求をしない旨を確認させていただいた場合は、「車両無過失事故に関する特約」の適用が可能となり、その事故がなかったものとして取り扱います。

①車両新価特約 ②車両全損修理時特約 ③車両積載動産特約